

令和2年度建設技術資格取得支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 建設技術資格取得支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、建設技術資格取得支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(交付申請書の受付期間等)

第3条 要綱第7条に規定する交付申請書の受付期間は、令和2年8月31日から令和3年1月29日までとする。

2 交付申請書の受付は、先着順とする。ただし、申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該達した日をもって受付を終了することとし、予算を超過する申請があった場合には、当該受付終了日に到着した交付申請書については、抽選により受付を行うものを決定するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 要綱第7条第3号に規定する知事が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受験者の①住所、②氏名、③生年月日が確認できる書類の写し（運転免許証等）
- (2) 受験者の施工管理技術検定等への受験申込が確認できる書類（受験申込書等）の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(実績報告書の提出期限)

第5条 要綱第12条に規定する実績報告書の提出期限は、事業の完了日から14日を経過した日とする。

2 交付決定の日が事業の完了日以降である場合は、前項の規定にかかわらず、要綱第13条に規定する実績報告書の提出期限は、交付決定の日から14日を経過した日とする。ただし、交付決定の日から14日を経過した日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限とする。

(実績報告書の添付書類)

第6条 要綱第12条第1項第2号に規定する知事が別に定める書類は、次の各号に掲げるも

のとする。

- (1) 補助事業者による補助対象経費の支払いを証明できる書類（領収書や総勘定元帳など経理書類）の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

（受験結果報告書の提出期間等）

第7条 要綱第15条に規定する受験結果報告書の提出期間は、合否結果の発表日から14日を経過した日までとする。ただし、実績報告書の提出までに補助の対象とした全ての受験等について合否の通知があった場合は、実績報告書と同時に提出するものとする。

- 2 前項に定める受験結果報告書には、合格通知書（登録基幹技能者講習の場合は修了証）の写し又は不合格通知書の写しを添付するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。